

組織における不正行為の悪さ判断に対する理由説明の効果

The Effect of Account-giving on Judgment of Badness of Corporate Wrongdoing

王 晋民¹⁾・奈良優輝²⁾

Jinmin WANG and Yuki NARA

本研究の目的は組織における不正行為に対して理由を説明することによって不正行為の悪さに対する判断への影響を検討することである。日本人大学生の実験参加者に企業における食品偽装のシナリオを読んでもらい、食品偽装が行われた理由を説明する課題または説明しない課題実行後の食品偽装とその企業の悪さについて評定させた。その結果、食品偽装の理由を説明した被験者の方が食品偽装自体や食品偽装が行われた企業に対してより悪く判断していることが明らかになった。この結果と説明 寛容効果との関連性や組織における不正行為の抑制に対する示唆についても議論が行われた。

はじめに

組織における不正行為は社会全体や消費者に不利益を与えてしまうだけでなく、組織自身にとっても持続的成長を阻害したり、場合によって組織の存在自体を危ぶんだりする。組織の危機管理の観点から組織における不正行為について特に二つの側面での対応が求められる。一つは、組織における不正行為の防止である。2007年に発覚した北海道苫小牧市に本社があった食品加工卸売会社のミートホープ社の食肉偽装事件がその代表的な事例と言える。ミートホープ社では、社長が自ら牛肉ミンチに値段の安い豚肉などを混入させる食品偽装を行っていた。内部

告発によってこの不正行為は発覚し、社長が逮捕、起訴され、不正競争防止法違反（虚偽表示）と詐欺の罪で懲役4年の実刑判決を受けた。ミートホープ社もその後倒産してしまった。

この事例からも見られるように、企業などの組織にとって事前に不正行為を防ぐことが極めて重要である。

もう一つの側面は組織における不正行為が発覚した場合の対応である。前出したミートホープ社の社長は、「偽装の手法は他社をまねただけで、業界の体質」とし、「何でも安ければ買う消費者がいる。半額セールをする店がある。どうして半額になどできるのか、そこを考えたほうがいい」と取材記者に話したことが報道されている（苫小牧民報、2007）。自らの不正行為を正当化し、責任を転嫁していた。不正行為について心から謝罪し、反省する姿勢が見られなかった。このように同じ不正行為に対して組織内の人間と組織外の人間の考えの乖離は組織にさらにダメージを与えてしまうので、不正行為に対して正しく認識し、真剣に謝罪、反省しなければならない。

不正行為に対する正当化は不正行為が生じやすくすることも考えられる。これに関しては、王・秦（2010）は困窮状況の原因認知と困窮状況から脱出するために不正行為をする可能性との間の関連性を指摘し、不正行為を防ぐために、困窮状況についての正しい認識の重要性を示した。

連絡先：王 晋民 jwang@cis.ac.jp

1)千葉科学大学 危機管理学部 危機管理システム学科
Department of Risk and Crisis Management System,
Faculty of Risk and Crisis Management, Chiba
Institute of Science

2)千葉科学大学 危機管理学部 危機管理システム学科
現所属：仙台医療福祉専門学校

Department of Risk and Crisis Management System,
School of Risk and Crisis Management, Chiba
Institute of Science

（2011年9月30日受付，2011年12月21日受理）

また、ある行為が実際に行われるか否かは、行為者の該当行為に対する態度のほか、該当行為に関する主観的規範に影響される (Ajzen & Fishbein, 1980) ので、不正行為の発生を抑制するために、組織構成員の不正行為に対する厳しい態度が不可欠である。

つまり、組織における不正行為を防ぐために、組織内において、悪いことを容認しない組織風土が必要であり、このような組織風土の形成はそれぞれの構成員が組織の中に起きた法令違反や倫理的でない行為に対して「悪いことは悪い」という認識が必要である。

ところで、個人的な犯罪行為や悪事に関して、その理由を説明することによって、加害者に対する寛容的になるという「説明 - 寛容効果 (explain-ing-condoning effect)」が示されている (Miller, Gordon, and Buddie, 1999) これに関連して、Folkes & Whang (2003) が企業などの組織における不正行為について調べたところ、同様な効果が得られたと報告している。彼らの研究では、大学生の参加者に架空の企業における不正行為の話聞かせ、一部の参加者に不正行為が行われた理由を説明させ、別の参加者には理由の説明を求めなかった。その後、この不正行為に対する寛容度を測定したところ、理由説明した参加者がより寛容的であった結果が得られた (実験 1)。

この「説明 - 寛容効果」は以下の点で組織における不正行為の防止と関係している。一つは、組織における不正行為についてその理由を考えたりしていることによって、悪さの判断が甘くなってしまい、不正への対応やこれからの防止策の検討も甘くなってしまふことである。もう一つは、不正行為が発覚した場合、組織外部の人々 (消費者やメディアなど) に対して説明する場合、説明すること自体によって、説明者が不正行為の悪さを過小評価し、結果として組織外部の人々との認識の間に乖離が生じ、組織外部の人々の組織に対する不信が増幅してしまうことである。

しかし、Folkes & Whang (2003) の結果は限定的な条件下しか得られないことも考えられる。その理由は以下の通りである。彼らの研究では、組織における不正行為として「会社が売っている商品はアメリカ国外で生産されたが、その際に児童労働があった」ということが設定された。この設定によって、次の二つの可能性が生じたと考えられる。一つ目は、実験参加者の大学生にとってこのような不正行為は自分にとって直接的な関連性がないため、理由の作成による不正行為への説明 - 寛容効果が表れる可能性が考えられる。つまり、Folkes & Whang (2003) の研

究では、不正行為は一種の加害行為であり、加害行為の場合、自分自身が潜在的な被害者であれば、加害行為に強く非難するが、自分が潜在的な被害者でなければ、加害行為に対する非難の程度が低い。非難の程度が低いと、理由説明によって加害行為の正当化が比較的に行われやすいことが考えられる。

二つ目は、この事例において、児童労働させることが児童およびその家族にとって生活がある程度保障されるようになると考えられ、行為自体は悪くないという正当化が行われやすいので、説明 - 寛容効果が生じたという可能性である。Folkes & Whang (2003) は正当化と弁解を区別し、正当化は行為自体が悪いと認めないことであるが、弁解は行為が悪いことを認める一方、当事者が制御できないので悪くないと定義しており、そして彼らの実験結果 (実験 1) では、挙げられた理由として正当化 (85%) は最も多く、その次に弁解 (18%) であった。

以上の二つの可能性が事例の状況による不正行為への説明 - 寛容効果に対する影響が十分考えられるので、状況の異なる事例を用いた場合、説明 - 寛容効果が見られるかどうかについて確認する必要がある。

そこで本研究は、理由説明による不正行為への寛容効果に対して食品偽装のシナリオを用いて検討することを目的とした。食品偽装のような評定者も被害者になり得るし、社会的批判の強い不正行為に対して理由説明によって不正行為に対する態度がより批判的になるかを確認する。

前述したミートホープ社の事例が代表されるような食品偽装について考えると、まず食品偽装という不正行為は非常に身近な問題で、日本人大学生の実験参加者にとっても自分が被害者になる可能性が高い。また、食品偽装は会社の利益だけ考え、消費者の利益を無視するような悪質な行為で、社会的な批判も強いので正当化しにくいと考えられる。

このような事例について理由の作成をさせることによって、実験参加者が不正行為に対する個人的な批判と社会的批判を意識し、その結果、不正行為に対する態度は逆に寛容よりむしろもっと批判的になる可能性が考えられる。

さらに、理由説明による効果が不正行為自体に限られず、不正行為が行われた企業に対する評価にも影響を与える可能性が考えられる。

不正行為の悪さに対する評定は、多くの要因に影響されると考えられるが、本研究では、不正行為による被害の程度と不正行為に対する組織の責任の程度についても検討する。

方法

実験は小冊子に印刷された組織における不正行為

に関するシナリオを実験参加者に読ませ、不正行為の理由を作成、または作成しない課題を課してから、不正行為の悪さや組織の悪さについて評定させるように行われた。

実験参加者

千葉県銚子市にある私立大学の危機管理学を専門とする日本人大学生 102名。その内訳は以下の通りである。男性 93人、女性 9名、1年生 43人、2年生 38人、3年生 6人、4年生 15人で、平均年齢 19.7歳 ($SD = 1.102$)。

シナリオの構成

本研究では、組織における不正行為の内容として食品偽装のシナリオを作成して使用した。具体的な内容は以下の通りであった。スーパーマーケットのA社では、内部告発によって食品偽装が発覚した。「牛肉 100%」と表示されている挽肉の商品は実はコストの低い豚肉と鶏肉を混入させたものだった。理由説明条件の実験参加者に対して、自分がA社の社員で、記者会見でこの不正行為について詳細に説明することになったと仮定し、説明の要点、特に不正行為が行われた理由を用紙に記入するように求めた。これに対して、理由説明なし条件の実験参加者に対しては、普通のスーパーで売っている品物の名前を30個程度用紙に記入するように求めた。その後、この食品偽装の悪さとA社の悪さに対して5件法で評定してもらうようにした。

独立変数

以下の三つの変数を設定した。(1)不正行為の理由説明の有無：前述したように、実験参加者に不正行為について理由説明を記入する条件と理由説明の記入をせず、その代わりに品物の名前を記入する条件を設けた。(2)被害程度：食品偽装において牛肉 100%と表示しながら、牛肉 70%と安い豚肉および鶏肉 30%の挽肉の条件(被害程度小)、牛肉 30%と安い豚肉および鶏肉 70%の条件(被害程度大)の2条件を設定した。(3)企業の責任：不正行為に対するA社の責任の程度に関しては、不正行為がA社の社内で行われた条件(責任大)と不正行為が他社のB社で行われ、A社がその商品を仕入れて販売した条件(責任小)の2条件を設定した。

従属変数

不正行為に対する態度とその不正行為が行われた組織に対する態度の間、また個人的判断と社会的判断との間に違いが考えられるので、以下の四つの変数を設定した。(1)不正行為の悪さの個人的評定(「あなたは、表示と違う内容の挽肉が販売されたことについてどのように思いますか」)、(2)不正行為の悪さの社会的評定(「一般の人は、表示と違う内容の挽肉が販売されたことについてどのように思うか推測し

てください」)、(3)A社の悪さの個人的評定(「あなたはA社についてどのように思いますか」)、(4)A社の悪さ判断の社会的評定(「一般の人は、A社についてどのように思うか推測してください」)。これらの変数はすべて5件法で評定される(「悪くない」:1, 「どちらかと言えば悪い」:2, 「やや悪い」:3, 「かなり悪い」:4, 「非常に悪い」:5)。

実験デザイン

不正行為の理由説明の有無、被害程度、不正行為に関する企業の責任を実験参加者間要因として、 $2 \times 2 \times 2$ の3要因被験者間デザインであった。

実験手続き

$2 \times 2 \times 2$ の計8種類の実験条件に対応して8種類の小冊子を作成した。小冊子には、実験に関する説明、不正行為のシナリオ、不正理由または商品名称の記入欄、不正行為の悪さとA社の悪さに対する個人的判断と社会的判断の評定項目が印刷されている。

実験では、以下のように実験参加者を募集した。(1)教室で集中配布の場合、授業の担当教員に依頼して、授業終了の15分前に教室にて受講生に対して研究参加依頼をした。(2)大学構内で研究室などを訪問し、大学生に研究参加依頼をした。

実験参加者に対して実験に関する簡単な口頭説明してから8種類の小冊子を無作為に配布した。小冊子に印刷される不正行為のシナリオを読んで、不正行為の理由、または一般的にスーパーで販売されている品物の名称を記入し、最後に、この不正行為の悪さとA社の悪さに対する個人的判断と社会的判断の評定値を記入してもらった。記入された小冊子はその場で、または研究室に設置された回収箱にて回収した。

実験実施時期

2010年12月

結果

記入状況

実験条件ごとの実験参加者の人数がTable 1に示される。理由説明条件では51名のうち46名が一つ以上の回答を記入した。実験参加者が、記者発表会で説明する要点としての記入が求められたので、「利益のため」や「経費削減のため」などのように比較的抽象的で、短い回答が多かった。記入された回答を「弁解」と「正当化」、「状況説明」、「謝罪」の4種

Table 1 各実験条件の実験参加者の人数

	理由説明条件		理由説明なし条件	
	被害大	被害小	被害大	被害小
企業責任大	14	10	15	11
企業責任小	14	13	10	15

Table 2 不正行為の悪さと企業A社の悪さへの個人的判断と社会的判断の平均値

	理由説明条件				理由説明なし条件			
	被害大		被害小		被害大		被害小	
	企業責任大	企業責任小	企業責任大	企業責任小	企業責任大	企業責任小	企業責任大	企業責任小
不正行為の悪さへの個人的判断	4.57	4.43	4.70	4.38	4.07	4.20	3.82	3.80
企業A社の悪さへの個人的判断	4.29	4.21	4.30	4.31	3.93	3.90	4.18	3.33
不正行為の悪さへの社会的判断	4.29	4.00	4.70	4.62	4.13	4.00	4.18	4.00
企業A社の悪さへの社会的判断	4.57	3.93	4.60	4.31	4.20	3.90	4.27	3.67

類に分類した。ここでは、Fokes & Whang(2003)を参考にして、弁解は言い訳をするが、行為自体は悪いことを認めることである。一方、正当化は言い訳をして、行為自体は悪いと認めないことと定義した。分類の結果は以下の通りであった。弁解(「利益を優先した」等)が挙げられた全回答数の46.8%を占めて最も多く、正当化(「安くして客が利用しやすい」等)が22.6%、状況説明が21.0%、そして謝罪が9.7%を占めていた。

不正行為が行われた理由として「正当化」と「弁解」が該当となるが、両者合わせ記入された全回答数の69.4%となった。

一方、理由説明なし条件では、一般的にスーパーで売られる商品の名称を記入してもらったが、51名のうち、47名が1項目以上を記入し、平均記入個数は24.0個($SD = 11.7$)であった。

不正行為の悪さについて
 個人的判断 各条件における不正行為の悪さに対する個人的判断の評定値の平均値はTable 2に示されている。理由説明の有無(2)×被害程度(2)×企業の責任(2)の3要因被験者間分散分析を行った。その結果、理由説明の有無の主効果が認められた($F(1,94) = 11.654, p < .05$)。理由説明なし条件(3.917)より理由説明条件(4.277)の方が有意に悪いと判断している(Fig. 1)。

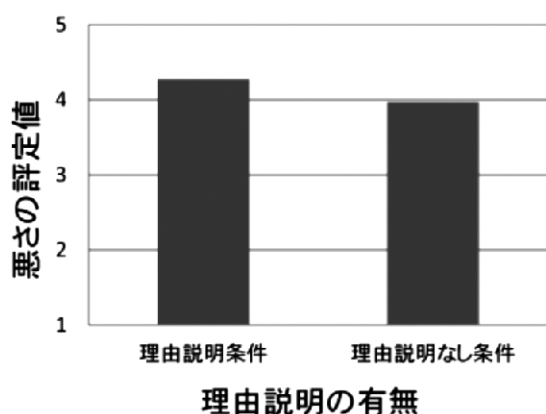


Fig. 1 理由説明の有無と不正行為の悪さに対する個人的判断の評定値

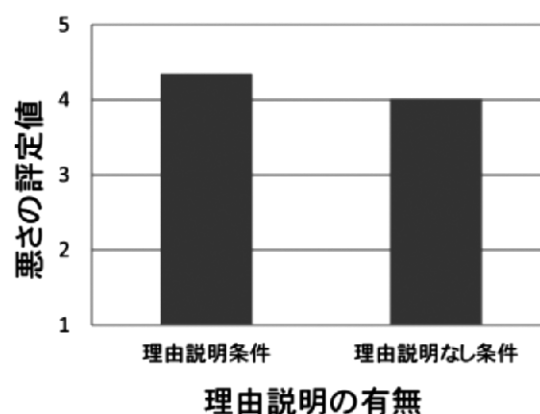


Fig. 3 理由説明の有無とA社の悪さに対する社会的判断の評定値

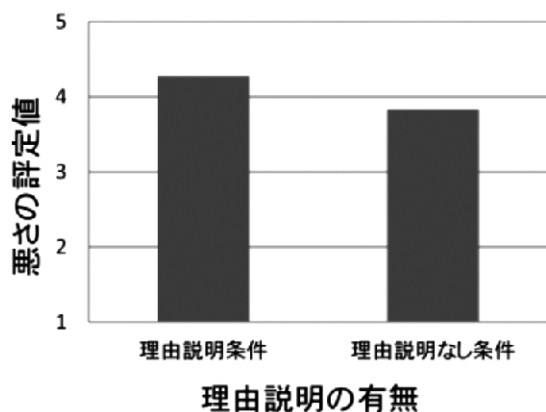


Fig. 2 理由説明の有無とA社の悪さに対する個人的判断の評定値

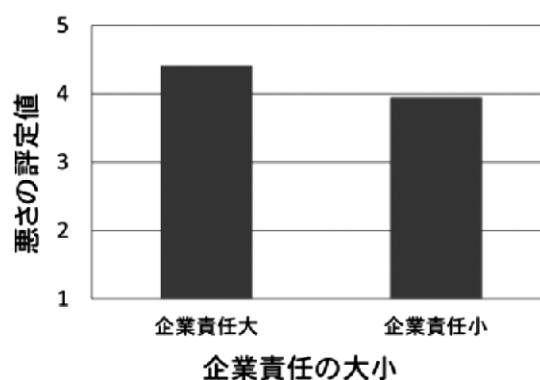


Fig. 4 企業の責任とA社の悪さに対する社会的判断の評定値

一方、被害程度の主効果 ($F(1,94)=0.766, n.s.$), 企業責任の主効果 ($F(1,94)=0.283, n.s.$), そして1次の交互作用と2次の交互作用全ては認められなかった。

社会的判断 各条件における不正行為の悪さに対する社会的判断の評定値の平均値はTable 2に示されている。理由説明の有無(2)×被害程度(2)×企業の責任(2)の3要因被験者間分散分析を行った。その結果、理由説明の有無の主効果 ($F(1,94)=0.465, n.s.$), 被害程度の主効果 ($F(1,94)=2.517, n.s.$), 企業の責任の主効果 ($F(1,94)=1.017, n.s.$), そして1次の交互作用と2次の交互作用全ては認められなかった。

企業の悪さについて

個人的判断 各条件におけるA社の悪さに対する個人的判断の評定値の平均値はTable 2に示される。理由説明の有無(2)×被害程度(2)×企業の責任(2)の3要因被験者間分散分析を行ったところ、理由説明の有無の主効果が認められた($F(1,94)=7.941, p < .05$)。理由説明なし条件(3.837)と比べて、理由説明条件(4.277)の方が有意に悪いと判断されている(Fig. 2)。

被害程度の主効果 ($F(1,94)=0.114, n.s.$), 企業の責任の主効果 ($F(1,94)=2.294, n.s.$), そして1次の交互作用と2次の交互作用全ては認められなかった。

社会的判断 各条件におけるA社の悪さに対する社会的判断の評定値の平均値はTable 2に示される。理由説明の有無(2)×被害程度(2)×企業の責任(2)の3要因被験者間分散分析を行ったところ、理由説明の有無の主効果が認められた($F(1,94)=4.383, p < .05$)。理由説明なし条件(4.010)より、理由説明条件(4.352)においてA社の悪さに対する社会的判断が厳しいことが示された(Fig. 3)。

また、企業の責任の主効果も認められた($F(1,94)=7.937, p < .05$)。B社商品を仕入れている「責任小」条件(3.951)と比べ、A社で不正行為が行った「責任大」条件(4.411)の方が有意に悪いと評定した(Fig. 4)。

一方、被害程度の主効果 ($F(1,94)=0.143, n.s.$) および1次の交互作用と2次の交互作用全ては認められなかった。

考察

組織の危機管理において、法令や倫理規範の順守に関する取り込みは重要である。特に、不正行為の防止策や不正行為が生じた時の適切な対応が求められている。適切な対応ができる条件の一つとして、組織の構成員は不正行為が悪い、不正行為を容認しないといった態度を持つことである。そのため、不正行為に対する態度の影響要因について調べ、組織の構成員の不正行為に対する容認しない態度を形成・

維持する方法を検討する必要がある。

従来の研究では、不正行為に対する理由説明をすることによって、不正行為に対して寛容になるという「説明-寛容効果」が報告されているが(Folkes & Whang, 2003), その結果が一定の条件下しか得られない可能性が残されていた。本研究は食品偽装という不正行為を用いてこの問題について検証した。その結果、理由説明による不正行為への寛容効果が見られず、逆に不正行為に対してより批判的になったことが確認された。主な結果は以下の通りである。不正行為の悪さに関する個人的判断において、理由説明なし条件より理由説明条件では不正行為はより悪いと判断された。社会的判断においては理由説明の有無による効果が見られなかった。次に、不正行為の主体となる企業Aの悪さに関する個人的判断と社会的判断のいずれにおいても、理由説明なし条件より理由説明条件では不正行為はより悪いと判断された。全体の傾向として、不正行為についての理由説明を行うことによって、不正行為や不正行為があった組織に対してより悪いと判断していることが示された。

Folkes & Whang(2003)のアメリカの大学生を対象者として行われた研究において、不正行為の理由を挙げることによって、その不正行為に対する否定的な態度が緩和される寛容効果が報告されているが、本研究ではこの寛容効果が認められず、反対に、理由を挙げることで不正行為をより悪いと判断するようになった。

なぜ異なる結果が得られたのであろうか。Folkes & Whang(2003, 実験1)では、不正行為の内容は自分があるアメリカの会社の社員で、その会社は外国で作られた商品をアメリカで販売している。その商品を製造するために児童労働があったということであった。また、理由(説明)作成する条件では、アメリカ人の顧客が最も受け入れてくれそうな説明を記入させていた。挙げられた理由(説明)は、正当化(justification), 弁解(excuse), 否認(denial)そして容認(concession)の4種類に分類され、正当化が85%で最も多く、その次に弁解が18%であった。Folkes & Whangの説明によれば、正当化は、行為自体は悪いと認めないのに対して、弁解は行為が悪いことを認めるが、当事者が状況に対して制御できないので悪くないとのことである。つまり、Folkes & Whang(2003)の実験条件では、不正行為の理由説明が求められた際、実験参加者は正当化する傾向があり、この傾向は不正行為(児童労働)が悪くないように感じさせ、説明-寛容効果をもたらしたのであろう。

一方、本研究においては、食品偽装という不正行

為に関して記者会見で説明するとの設定だったので、記入された内容に「事実の説明」や「謝罪」も含まれている。「正当化」と「弁解」はそれぞれ全体の22.6%と46.8%を占めるが、Folkes & Whang(2003)の結果より低かった。特に、行為自体が悪いと認めない正当化の理由が比較的になかった。その理由としては次のことが考えられる。2007年に起きたミートホープ社の食肉偽装事件が典型的な事例として食品偽装という不正行為は新聞やテレビなどのメディアによって大きく報道され、社会的関心と呼ぶ一方、社会的批判も強い。このような不正行為の理由やそれによる危害は、大学生にとっても理解しやすいものである。

さらに、Folkes & Whang (2003)の結果において、「アメリカと違って、外国で児童労働に関する法令がなかった」ことや「外国において仕事してお金をもらうのが児童にとってよいことだ」などのように、正当化の理由が具体的で、児童労働をさせることに対する寛容をもたらす可能性がある。

それに対して、本研究では食品偽装に関する記者会見の設定において、社会的に強く批判される食品偽装に対して、その非を認めず正当化するような弁護的な説明が適切でないと思われる程度が高いと考えられる。これによって、正当化と比較して弁解が比較的になげられやすかったのであろう。

本研究では、不正行為自体の悪さと不正行為が行われた組織の悪さに対する評定を求めた。この二つの側面が互いに関連している一方、異なる側面もある。つまり、行為自体は悪いが、組織の今までのあり方や対応、または評定者と組織との関係性によって、組織に対する評価が変化することが考えられる。これに加えて、評定者の個人的判断と評定者が世間一般の人々がどのように判断するかについての推測または知覚することができ、これは評定者の目で見られた一種の社会規範になる。この社会規範に関する判断は社会的判断として測定された。個人的判断と社会的判断は必ずしも一致しているとは限らない。不正行為に対して、個人的にはそれほど悪くないと思うが、世間では厳しい評価ではないか、あるいは逆のパターンも考えられるからである。

実際に本研究で得られた結果において、理由説明による不正行為の悪さ判断に対する効果に関しては、個人的評定ではその効果が見られたが、社会的評定ではその効果は認められなかった。これは評定者が自ら理由を作成する作業に関して、自分がその影響を受けると意識するが、しかし、世間一般の人がそのような作業をしておらず、推測する時に、自らの作業の影響を考慮する必要がないと判断しているのであろう。

また、不正行為があったA社の悪さに対する評定において、理由説明した条件では、個人的評定と社会的評定のいずれもA社がもっと悪いと判断された。理由説明課題においては、評定者がその会社でどのような状況だったかについて想像するので、注意の中心は「会社A」であった。しかも、挙げられる正当化できる理由が少なく、「やはり会社は悪かった」という印象が強くなったことが考えられる。さらに、この印象が強いため、個人的判断に限らず、社会的判断、つまり他人の評定がどうなっているかに関する推測にも影響を与えたと考えられる。

Folkes & Whang(2003)の研究では、被害程度に関して児童労働者の年齢が14歳までの条件と児童労働者の年齢が7歳までの条件を設定され、また、不正行為に関する企業の責任は、国外にある自社の工場条件、国外の他社との合弁工場条件、そして国外の他社工場条件が設けられた。彼らの結果は被害程度の効果が得られ、7歳までの子供条件より14歳の子供条件では、寛容の程度が大きい。しかし、企業の責任要因に関しては、有意な効果は見られなかった。

本研究では、Folkes & Whang(2003)と同じように、理由説明の有無以外に、被害程度と企業の責任の影響についても確認した。その結果、まず、被害程度の効果は認められなかった。これは被害程度条件間の違いが小さかったことが原因として考えられ、今後、被害程度条件間の違いの大きいシナリオを用いて検討する必要がある。そして、企業の責任要因については、A会社の悪さに対する社会的評定において、その効果が得られた。つまり、企業が不正行為に対して責任が大きい場合、評定者は世間一般の人々がこの企業に対してより負のイメージを持つだろうと推測していることが示された。一方、不正行為自体の悪さに対する個人的判断や社会的判断、そして企業の悪さに対して実験参加者の個人的判断は企業責任の大小に影響されないことも明らかになった。

Folkes & Whang (2003)の実験においては、組織における不正行為に対して正当化する条件と否認する条件との比較(実験2)、そして謝罪する条件と否認する条件との比較(実験3)も行われた。その結果、否認する条件より正当化する条件(実験2)や謝罪する条件(実験3)では不正行為に対して比較的寛容になる結果が得られた。本研究の結果の中で、不正行為の理由として挙げられた項目の中に謝罪も含まれているが、否認は見られなかった。これは食品偽装が善意を持って行われることが考えにくく、食品偽装が悪いということを否認しにくいからであろう。

説明 - 寛容効果のメカニズムについて, Miller et., al. (1999)やFolkes & Whang(2003)が加害者に対する認知的, 感情的な処理が関連していると指摘しているが, まだ明快な説明がなされていない。本研究の結果に関しても, 不正行為事例と実験参加者との関連性, 社会的批判の強さによる影響や実験参加者のほとんどが組織における不正行為への対応を学んだ危機管理学を専門とする学生だったことによる影響がまだ不明である。これらの問題について, さらなる検討が必要であろう。

謝辞

研究にご協力していただいた実験参加者の皆さんに感謝致します。また, 査読者には有益なコメントをいただいた。ここに併せて感謝の言葉を申し添えたい。

引用文献

- Ajzen, I., & Fishbein, M. (1980). Understanding attitudes and predicting social behavior, New Jersey: Prentice.
- Folkes, V.S. & Whang, Y. (2003). Account-giving for a corporate transgression influences moral judgment: When those who "Spin" condone harm-doing. *Journal of Applied Psychology*, 88, 79-86.
- Miller, A. G., Gordon, A. K., & Buddie, A. M. (1999). Accounting for evil and cruelty: Is to explain to condone? *Personality and Social Psychology Review*, 3, 254-268.
- 王晋民・秦竹軒 (2010). 不正行為に対する態度と行動傾向 状況の原因認知と原因帰属傾向の不正行為への影響 千葉科学大学紀要, 3, 55-62.
- 苫小牧民報 (2007). 牛ミンチ偽装で、ミート社を捜索 2007年6月25日
<<http://www.tomam.in.co.jp/2007/tp070625.htm>> (2011年11月25日).

The Effect of Account-giving on Judgment of Badness of Corporate Wrongdoing

Jinmin WANG¹⁾ and Yuki NARA²⁾

1) Department of Risk and Crisis Management System, Faculty of Risk and Crisis Management, Chiba Institute of Science

2) Department of Risk and Crisis Management System, School of Risk and Crisis Management, Chiba Institute of Science

The aim of this study is to confirm the effect of giving-accounts of corporate wrongdoing on the judgment of badness of wrongdoing. Japanese college students ($N=102$) were asked to read a scenario depicting a company sold meat labeled 100% beef but actually intentionally mixed with cheaper pork and chicken. The students then asked to write down reasons for the wrongdoing or names of goods sold in glossary stores. The results show that compared with those who wrote goods names, participants who gave reasons of wrongdoing evaluated the wrongdoing itself and the involved company worse. The differences between this result and the explaining-condoning effect, and the implication in organization wrongdoing protection were also discussed.